

総社市職員定数条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第46号

総社市職員定数条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

総社市職員定数条例等の一部を改正する条例（令和元年総社市条例第26号）の一部を次のように改正する。
第6条を次のように改める。

（総社市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第6条 総社市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年総社市条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後				改正前			
別表第1（第2条，第3条関係）				別表第1（第2条，第3条関係）			
職名	区分	報酬		職名	区分	報酬	
		日額	月額			年額	日額
略				略			
表彰審査委員会委員		5,900		表彰審査委員会委員		5,900	
略				コンプライアンス推進監			
特別職報酬等審議会委員		5,900		特別職報酬等審議会委員		5,900	
略				公務災害補償等認定委員会委員			
まちづくり協議会委員			12,000	公務災害補償等審査会委員		5,900	
略				略			
略				まちづくり協議会委員			12,000
略				審理員		20,000	
略				略			

改正後				改正前			
入札等監視委員会委員	7,500			入札等監視委員会委員	7,500		
				国際交流員		305,000	
				多文化共生推進員		300,000以内	
				出張所長		150,000	
				交通安全対策会議委員	5,900		
				交通安全対策会議特別委員	5,900		
				交通指導員			73,000
				交通安全指導員		147,000以内	
				住居表示審議会委員	5,900		
環境審議会委員	5,900			環境審議会委員	5,900		
				清音環境衛生委員	5,900		
				山手環境保全協議会委員	5,900		
略				略			
市民提案型事業審議会委員	5,900			市民提案型事業審議会委員	5,900		
				啓発指導員		127,000	
隣保館運営委員会委員	5,900			隣保館運営委員会委員	5,900		
				隣保館長		148,000	
常盤集会所運営委員会委員	5,900			常盤集会所運営委員会委員	5,900		
				常盤集会所館長		148,000	
略				略			
災害弔慰金等支給審査会委員	8,700			災害弔慰金等支給審査会委員	8,700		
				家庭児童相談員		138,000	
略				略			
介護保険運営協議会委員	5,900			介護保険運営協議会委員	5,900		
				介護相談員	5,900		
勤労青少年ホーム運営委員会委員	5,900			勤労青少年ホーム運営委員会委員	5,900		
				勤労青少年ホーム館長		156,000	
働く婦人の家運営委員会委員	5,900			働く婦人の家運営委員会委員	5,900		
				働く婦人の家館長		144,000	
				勤労者総合福祉センター所長		144,000	
略				略			

改正後				改正前			
農業委員会委員候補者選考委員会委員	5,900			農業委員会委員候補者選考委員会委員	5,900		
土木担当員			91,000	まちかど郷土館長		150,000	
				土木担当員			91,000
				樋門操作員			市長が別に定める
略				略			
水防協議会委員	5,900			水防協議会委員	5,900		
				土地区画整理審議会会長		13,000	
				土地区画整理審議会委員		12,000	
				土地区画整理事業評価員	7,300		
略				略			
学校教育環境適正化審議会委員	5,900			学校教育環境適正化審議会委員	5,900		
				幼稚園長		160,000	
				幼稚園長（兼任）		7,000	
				育成センター所長		145,000	
				補導委員		140,000	
				補導員			22,000
略				略			
社会教育委員			16,000	社会教育委員			16,000
				社会教育指導員		127,000	
生涯学習推進協議会委員	5,900			生涯学習推進協議会委員	5,900		
				総合文化センター館長		167,000	
公民館運営審議会委員	5,900			公民館運営審議会委員	5,900		
				公民館長		150,000	
分館運営委員会委員			11,000	分館運営委員会委員			11,000
				分館長			101,000
				分館主事			98,000
教育集会所運営委員会委員	5,900			教育集会所運営委員会委員	5,900		
				教育集会所館長		148,000	
図書館協議会委員	5,900			図書館協議会委員	5,900		

改正後				改正前			
				図書館長		167,000	
文化財保護審議会委員	6,200			文化財保護審議会委員	6,200		
				埋蔵文化財学習の館館長		172,000	
略				略			
スポーツ推進委員	6,200			スポーツ推進委員	6,200		
				嘱託員	市長が別に定める額	230,000以内	
略				略			
備考 略				備考 略			

附 則
この条例は、公布の日から施行する。